

平成 27 年 第 5 回 農業委員会総会

日 時 平成 27 年 5 月 25 日 (月) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
3 番 仲西 栄二	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
15 番 友利 一彦	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

18 番 大本 秀子

【職務のために出席した職員】

上原 仁信 金城 伊作 国吉 孝

【議事録署名人】

17 番 大城 えり子 20 番 玉城 正智

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 23 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 4 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 27 年 第 5 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、平成 27 年第 5 回の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、18 番大本秀子委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお祈いします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは平成 27 年第 5 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 17 番大城えり子委員、20 番玉城正智委員です。次回調査委員が 4 番大城誠常委員、5 番山城学委員、6 番島當道広委員となっています。よろしくお祈いします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第 1 議案第 21 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(10 件)</p> <p>日程第 2 議案第 22 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(5 件)</p> <p>日程第 3 議案第 23 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(3 件)</p> <p>日程第 4 議案第 24 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(8 件)</p> <p>となっています。</p> <p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 21 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 10 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明お祈いします。</p>
事務局	<p>それでは 2 ページお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番は米須の 2 筆で、3 年間の賃貸借権の設定です。2 番は山城の 1 筆で、売買による所有権移転です。3 番は与座の 1 筆で、贈与による所有権移転の設定です。4 番は米須の 2 筆で、売買による所有権移転です。5 番は新垣の 1 筆で、5 年間の賃貸借権の設定です。次に 3 ページお開き下さい。6 番は米須の 1 筆で、売買による所有権移転です。6 番と 7 番は関連しております。7 番は大度</p>

	<p>の3筆で、売買による所有権移転です。8番は国吉の3筆で、売買による所有権移転です。9番は米須の2筆で、売買による所有権移転です。10番は大度の1筆で、売買による所有権移転です。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>10番についてですが、農地を持たなくても利用権と同時申請できるのですか。</p>
事務局	<p>可能です。</p>
委員	<p>7番についてですが、坪単価が高いと思うがいかがですか。また、申請地の状態はどうなっていますか。将来、採掘ができるようなところですか。</p>
事務局	<p>当人同士がこの金額で契約したとのこと。また、申請地は、3筆隣り合わせておりますが大きな道はありません。将来、白地になりそうなどころではありませんが、隣りに鉱山があります。しかし、現段階での営農計画はサトウキビで申請されています。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第21号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>

委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 22 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、5 ページをお開き下さい。1 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です。一般住宅への転用で、贈与による所有権移転であります。2 番は伊敷の 1 筆で、第 3 種農地です。太陽光発電への転用で、使用貸借権の設定であります。3 番は阿波根の 1 筆で、第 2 種農地です。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。4 番と 5 番は関連します。4 番は阿波根の 1 筆で、第 3 種農地です。一般住宅への転用で、贈与による所有権移転であります。5 番は阿波根の 2 筆で、第 3 種農地です。侵入道路への転用で、使用貸借権の設定であります。以上です。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	今回は 3 名で調査して参りました。では、6 ページをご覧ください。申請地は大里派出所の近くで、現在、古い住宅が建っています。その隣りに新しい住宅を建てるとのことで問題ないものと判断しました。次に 7 ページをご覧ください。申請地の周囲は、住宅や太陽光発電があり問題はないと判断しました。次に 8 ページをご覧ください。申請地周辺は住宅が建っており問題はないと判断しました。次に 9 ページをご覧ください。こちらは第 3 種農地ということで問題ないと 3 人の意見は一致しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。

会長	<p>それでは、議案第 22 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に日程第 3 議案第 23 号議案農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、10 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>それでは、議案 23 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、次に議案第 24 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、16 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p>

	<p>27-12 番は豊原の 1 筆で 3 年間の使用貸借権の設定です。キクの新規就農であります。27-13 番は与座の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。露地野菜の規模拡大であります。27-14 番は与座の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定です。露地野菜の規模拡大であります。27-15 番は摩文仁の 2 筆で 2 年間の賃借権の設定です。27-16 は豊原の 4 筆で 10 年間の賃借権の設定です。露地野菜の規模拡大であります。27-17 番は大度の 4 筆で 3 年間の使用貸借権の設定です。キクの新規就農であります。27-18 番は北波平の 1 筆で 10 年間の賃貸借権の設定です。ナスの新規就農であります。27-19 番は北波平の 1 筆で 10 年間の賃貸借権の設定です。ナスの新規就農であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。</p>
<p>委員</p>	<p>27-15 番の新規就農の件ですが、3 年間終了したら再設定出来るのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>27-15 番については、5 月に 3 年間の期限が切れるため、引き続き 2 年間の再設定をするということです。また、新規就農との関係についてですが、新規就農事業は認定後 5 年間の期限があります。そのため、借り手の方が、残り 2 年間引き続き貸してほしいと希望されたことから、貸し手と合意し、今回の再設定となっております。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>27-18 番、27-19 番についてですが、賃借料が高いように思うのですが、施設等があるのですか。また、貸し手側が作ったのですか。それとも借り手側が作ったのですか。</p>

事務局	両方とも一体となってハウスをやっています。借り手側だと思います。
委員	27-17 番についてですが、これは露地もハウスもありますか。また、坪単価はどのくらいですか。
事務局	露地だけだと思います。こちらは使用貸借で無償です。
会長	他にございませんか。
委員	利用権については、期限が切れる前に通知しているのでしょうか。
事務局	利用権の設定については、期限が切れることは通知しておりません。本人同士がわかれば良いとしています。また、農地法第 3 条についても通知しておりません。
会長	他にございませんか。
会長	議案第 24 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
事務局	来月の総会は 6 月 24 日(水)となっております。ご協力ありがとうございました。

議事録署名人

17 番 大城 えり子

20 番 玉城 正智